

第3章 基本目標と基本方針、施策の方向

基本目標Ⅰ：一人一人が尊重され、安心して暮らせる沼田市

性、年齢、障害、国籍等にかかわらず、沼田市民一人一人の考え方や生き方が尊重され、かつ、すべての市民が安心して暮らしていける社会づくりを目指します。

基本方針1：男女の人権の尊重

【施策の方向】

(1) 性別による固定的な役割分担意識を解消するための教育・学習の推進

【現状と課題】

平成22年7月に実施した「沼田市男女共同参画社会に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考えについて賛同する意見と賛同しない意見がほぼ半々でした（表1）。この結果は、前回調査（平成10年実施）とほとんど同様の結果でした。その一方で、「女性の人権が尊重されていない」と感じる項目について聞いたところ、「男女の固定的な役割分担を押し付けること」を選んだ回答者が男女ともに最も高い割合でした（表2）。

「男は仕事、女は家庭」という考えは、性別によって役割を固定してしまう考え方で、個々の違いやそれぞれの選択、可能性を見過ごしてしまうことにつながります。景気低迷の影響で、仕事に就けない若い男性や職を失った男性労働者が増えています。彼らにとって「男は仕事、女は家庭」という考えは、「男としての役割が果たせていない」という感覚・感情をもたらす可能性があります。非婚化や働き盛りの男性の自殺率の増加は、このような考え方も根底にあるとも考えられます。

女性においても、外で働く人の割合が増えたとはいえ、依然、家庭における労働の比重は女性に多くのかかっています。したがって、女性は家でも外でも働くこととなり、仕事と家庭の両立で葛藤している人が多くいるようです。

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な考え方ではなく、一人一人の考え方や生き方が尊重される社会が望まれます。このような社会を築いていくためにも、できるだけ多くの市民が参画できる研修やセミナーの機会を作るとともに、男女共同参画にかかわる定期的な情報提供を行っていくことが重要です。

また、保育園や幼稚園、学校における男女平等保育・教育を引き続き推進し、保育士や教職員に対する研修や講演会への積極的な参加を促す必要があります。

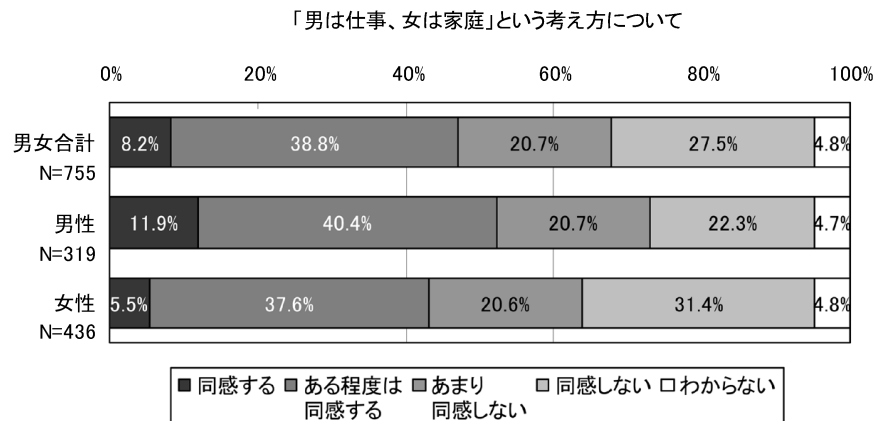
【施策の展開】

「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」とする性別による固定的な役割分担意識が、個々の可能性や選択肢を狭めてしまう問題に気づき、一人一人が互いに尊重される家庭や社会、地域を築いていくために、講演会や研修会を定期的を開催するとともに、男女共同参画社会に関する情報を継続的に提供していきます。

No.	施策の概要	具体的施策	担当課
1	学習機会の提供	男女共同参画推進事業（男女共同参画セミナーの開催）	交流推進課
2	啓発活動の実施	男女共同参画推進事業（男女共同参画推進のための啓発・講演会の実施、ホームページへの掲載、パンフレットの配布等）	交流推進課
3	教職員等への学習機会の支援	学習機会への参加促進	関係課

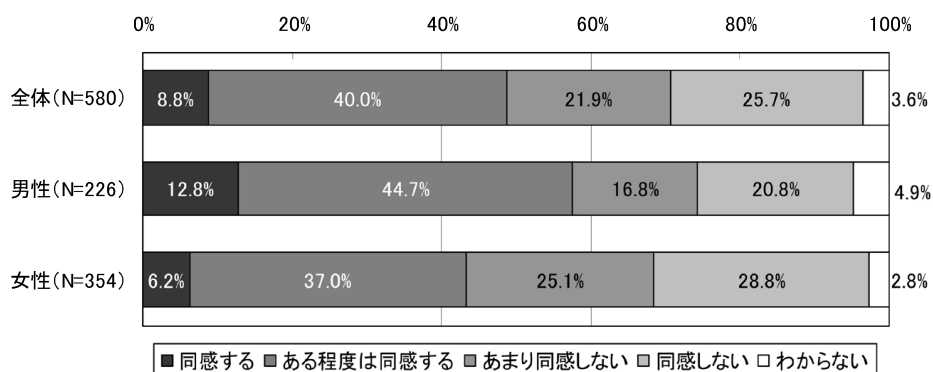
〈表1〉あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

(1つだけに○)

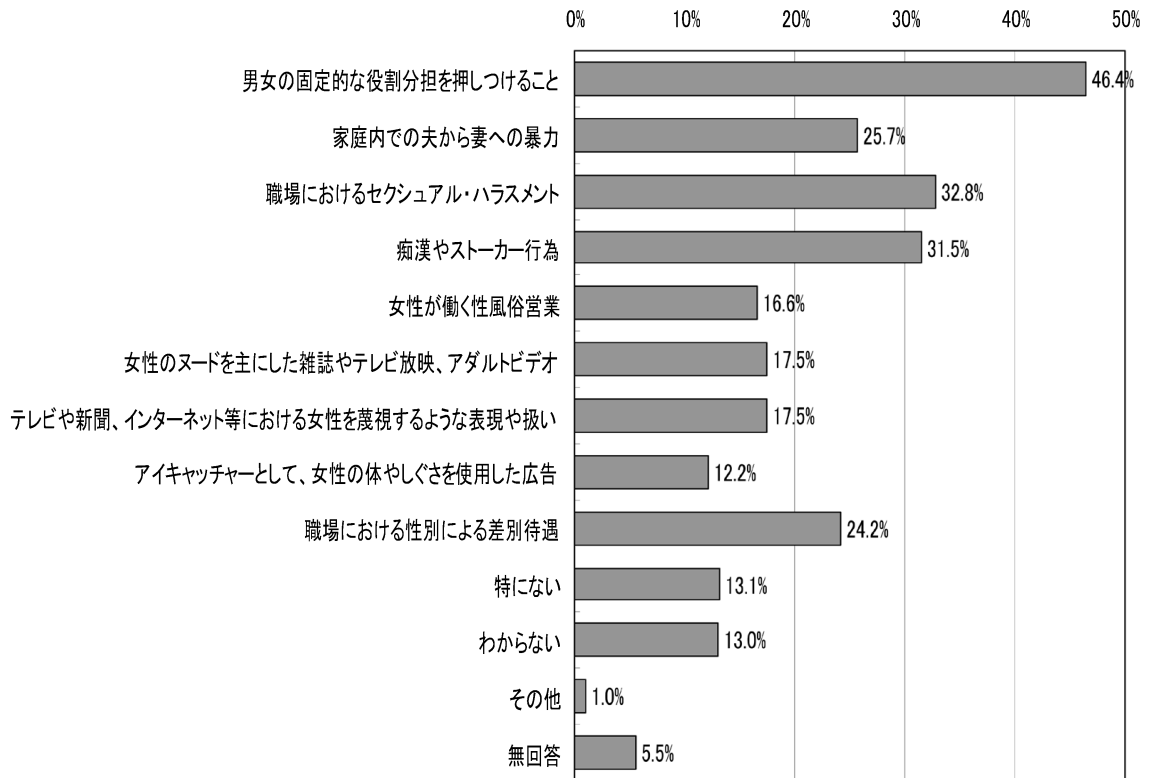


資料：市民意識調査

【参考：平成10年調査】



〈表2〉 あなたは、女性の人権が尊重されていないと感じるのは、どのようなことについてですか。(〇はいくつでも)



資料：市民意識調査

【施策の方向】

(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

暴力は性別に関係なく許されぬ行為ですが、「女性に対する暴力」と強調するゆえんは、ドメスティック・バイオレンス (DV) やセクシュアル・ハラスメント、レイプや痴漢など、依然として女性が被害者となる割合が高いからです。さらに最近では、DV が若年層にも広がっており（「デート DV」と呼ぶ）、できるだけ早期の対策の必要性が高まっています。

平成 13 年（2001 年）に「配偶者等の暴力防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV 防止法」という。）が制定されるまで、夫婦間で起こる暴力に対し、警察は民事不介入の立場をとり、「夫婦の痴話げんか」としか考えてきませんでした。DV 防止法が制定され、ようやく夫婦間の暴力が犯罪であるという認識が広まったと言えます。

今回の市民意識調査の結果によると、約 8 割が「DV の経験がない」と回答していますが、身体的な暴力と精神的な暴力において、女性の 1 割以上が「被害経験あり」と答えています（表 3）。市民意識調査で DV 被害の存在が報告されたことから、引き続き相談や情報提供をはじめとする支援体制の充実・強化が必要です。また、被害者にも加害者にもならないための教育や啓発のための事業が、これまで以上に重要となっています。

【用語解説】

- ◇「DV」とは、親しい間柄における「力と支配」による暴力のことで、以下のような暴力があります。
- ・身体的暴力：平手で打つ、げんこつで殴る、足で蹴る、首をしめる、突き倒すなど
 - ・精神的暴力：大声でどなる、人前で侮辱する、無視する、実家や友人との付き合いを制限する、大切な物を壊すなど
 - ・性的暴力：性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど
 - ・経済的暴力：生活費を渡さない、ギャンブル等に生活費を使い込む、配偶者名義で借金を背負わせるなど
 - ・子どもを巻き込んだ暴力：子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目に遭わせる、子どもに暴力をふるう、脅すなど
- ◇「デート DV」とは、交際関係にある相手に対する DV のことで、10～20 代の高校生や大学生の間で見られる DV を指します。

【施策の展開】

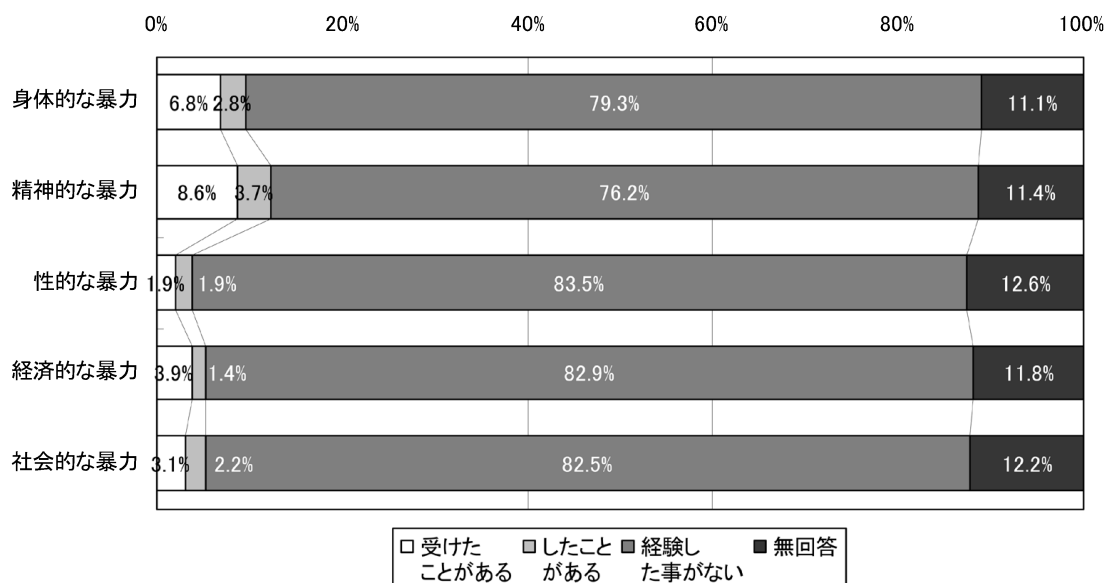
女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、セミナーや講演会などを開催し、啓発活動を積極的に行います。また、被害にあった市民が相談しやすい体制を整え、支援者側の「二次加害」を防止するための研修も行います。

No.	施策の概要	具体的施策	担当課
1	学習機会の提供	男女共同参画推進事業（DV やセクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けたセミナーの実施）	交流推進課
2	啓発活動の実施	チラシやパンフレットなどの作成・配布	交流推進課
3	国際的な情報収集・提供	男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供	交流推進課
4	相談の斡旋と相談事業の実施	家庭児童相談事業	社会福祉課

【用語解説】

「支援者側の二次加害」とは、被害者支援をしている人の言動によって被害者が傷つき、結果として支援をする側が被害者の二次的な加害者になってしまうことをいいます。支援者が被害者の心理的・物理的な状況を理解せずに「あなたにも落ち度があった」「なぜ逃げられなかったのか」など、被害者を責めてしまう発言がその顕著な例です。支援者のこのような発言は、被害者に「誰もわかってくれない」といった孤立感や無力感、不信感を募らせてしまうこととなりますので、十分に注意する必要があります。

〈表3〉 あなたは、ここ数年の間に、配偶者の暴力（ドメスティック・バイオレンス）について、経験したことがありますか。（それぞれ1つに○）



資料：市民意識調査

基本方針 2：男女共同参画の視点からの制度・慣行の配慮

【施策の方向】

(1) 男女平等を阻む制度や慣行の見直し

【現状と課題】

今回の市民意識調査で、男女の地位に関する平等感について回答を求めたところ、70%近くが「社会通念・習慣・しきたり」において、50%以上が「職場」と「地域社会」において、「男性の方が優遇されている」と答え、男女が平等ではないと感じる実態がいまだに存在していることがわかりました（表4）。また、地域においては「女性がお茶くみや準備・片付けなどを担当することになっている」（27.2%）という慣行があり、性別による固定的な役割分担意識にもとづく不平等感の要因になっているようです（表5）。

例えば、冠婚葬祭のときに、男性は酒席につき、女性は台所仕事に従事するという光景を目にしたり、女性だけに清掃やお茶くみの当番が存在する職場がいまだにあつたりします。また、夫婦で共に生計を維持していても、家族の代表として世帯主になるのは男性という考え方や意識などがいまだに強く残っています。

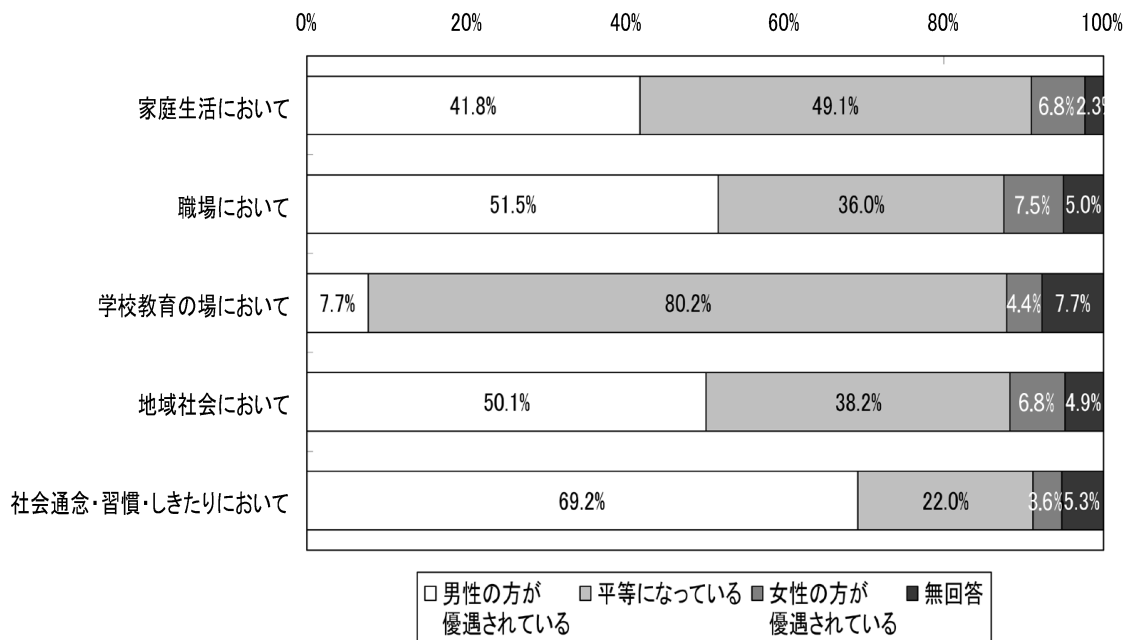
男女共同参画社会を実現するためには、これまでは「当たり前」と考えられてきた社会通念や、それにもとづく習慣、しきたりなどが、男女に不平等感をもたらしていると気づくことが重要です。家庭や職場、地域や学校などあらゆる領域で、「男はこうすべき」「女はこうあるべき」という性別による区分けではなく、個々の多様なあり方や立場が尊重されながら、それぞれが参画できる機会の提供が望ましいと言えるでしょう。

【施策の展開】

男女平等を阻む制度や慣行の背景には、性別による固定的な役割分担意識が存在しています。このような意識の変革を促し、男女共同参画に関する理解を深めていくために、講座や講演会を継続的に実施し、啓発活動や情報提供を推進していきます。また、刊行物における表現などにおいても、男女共同参画の推進に配慮していきます。

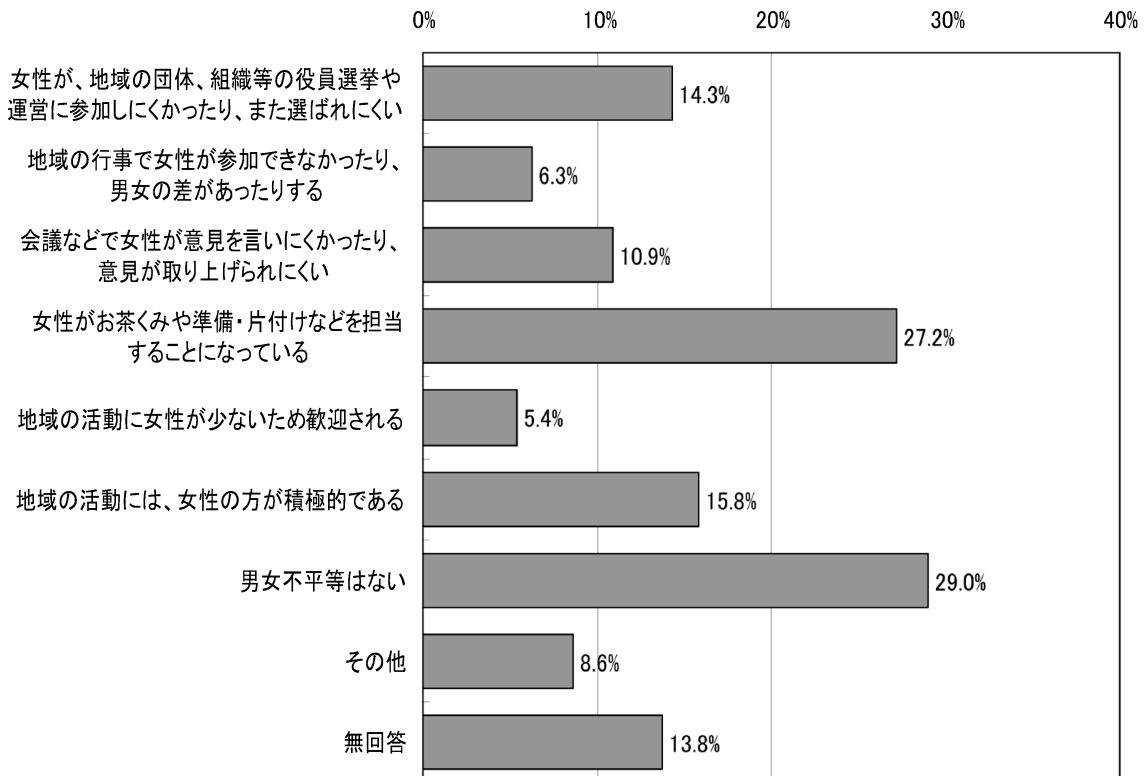
No.	施策の概要	具体的施策	担当課
1	学習機会の提供	男女共同参画推進事業(男女共同参画セミナーの実施)	交流推進課
2	広報誌など刊行物への配慮	男女共同参画推進事業(男女共同参画に関する資料の提供)	交流推進課
		性別による固定的な役割分担にとらわれない表現の点検や見直し	秘書課
3	啓発活動の実施	男女共同参画推進事業(男女共同参画にかかわる講演会の実施)	交流推進課

〈表4〉 あなたは、次の分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれについて、あなたの気持ちに最も近いものを選んでください。（それぞれ1つに○）



資料：市民意識調査

〈表5〉 あなたが住んでいる地域において、次のようなことがありますか。（○はいくつでも）



資料：市民意識調査

【施策の方向】

(2) 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進

【現状と課題】

輸入農産物の増加や価格低迷とともに、食の安全や低い自給率が問題となり、日本の農業を取り巻く環境は厳しくなっています。また農業者の減少や高齢化も進んでいます。このような中、農業就業人口の半数を占める女性が農業や地域活動の活性化等に重要な役割を果たしています。沼田市でも、農業技術の進展による農作業負担の軽減、活動時間の確保や加工技術等の進展により、地域農産物を活用した特産加工品づくりや直売などで女性の起業や生産・販売活動が活発化しつつあります。その一方で、女性が半数を占めている農業や、家族単位で経営している商業、サービス業などの事業所では、女性が仕事と家事、育児、介護を境目なく担い、労働時間に見合った報酬や休日を十分に確保できていない現状もあるようです。

農林水産省では、男女共同参画社会の実現に向けたひとつの施策として、雇用時間や休日・報酬の取り決めなど、経営方針を協議しながら決められることができる「家族経営協定」を推進しています。家族経営協定を締結することによって、それまで曖昧になりがちであった就業条件が明確になるとともに、経営主だけではなく配偶者や後継者も農業経営に携わることで、それぞれの意欲や能力の発揮が期待されています。

【施策の展開】

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がお互いに能力を発揮し合えるよう、自営業のさらなる男女共同参画を推進していきます。特に方針・決定の場に、女性を積極的に登用し、女性の参画を推進するとともに、女性のネットワークづくりの機会も推進します。さらに、誰もが活動しやすい環境を作り、地域や世代間交流を通して、文化や技術の伝承を推進します。

No.	施策の概要	具体的施策	担当課
1	農業者への普及啓発事業の推進	家族経営協定の推進	農業委員会
2	事業主への普及啓発	男女共同参画に関する情報収集及び情報提供	商工観光課
3	女性のネットワークづくりの推進	生活研究グループなどの活動支援	農政課

沼田市の農家数・農家人口・農業就業人口の推移

(各年2月1日現在)

	総農家数	自給的 農家数	販売 農家数	農家人口			農業就業人口		
				総数	男	女	総数	男	女
H12年	1,759	507	1,252	7,327	3,699	3,628	2,402	1,109	1,293
H17年	2,461	1,014	1,447	6,002	3,026	2,976	3,050	1,498	1,552
内旧沼田分	1,668	699	969	3,918	1,968	1,950	1,900	912	988
旧白沢分	296	122	174	763	397	366	431	223	208
旧利根分	497	193	304	1,321	661	660	719	363	356

※H12年は旧沼田市のみの数値、H17年は合併後の数値

資料：農林業センサス

農家人口：経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯の人数。

農業就業人口：自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い世帯員」をいう。

※ 沼田市における家族経営協定締結件数 H22.11.24 現在 40件（戸）